

<表 1 > 【分類記号別の規制内容】

分類記号	① 法第52条第1項 第8号の規定に 基づく数値 (容積率)	② 法第52条第2項 第3号の規定に 基づき区域を 指定して定まる 数値	③ 法第53条第1項 第6号の規定に 基づく数値 (建ぺい率)	④ 法第56条第1 項・法別表第3 (に) 欄5の項 に基づく数値 (道路高さ制限)	⑤ 法第56条1項第2 号二の規定に基 づく数値 (隣地高さ制限)	⑥ [*] 法第56条の2に 基づき条例で指 定する事項 (日影による建築 物の制限)
I	8/10	0.4	5/10	∠1.25	20m + ∠1.25	イ(2)
II	10/10	0.4	6/10	∠1.25	20m + ∠1.25	イ(2)
III	20/10	0.4	6/10	∠1.25	20m + ∠1.25	ロ(3)
IV	20/10	0.6	6/10	∠1.5	31m + ∠2.5	ロ(3)
V	20/10	0.6	7/10	∠1.5	31m + ∠2.5	—
VI	30/10	0.6	7/10	∠1.5	31m + ∠2.5	—
VII	40/10	0.6	7/10	∠1.5	31m + ∠2.5	—
VIII	40/10	0.6	5/10	∠1.5	31m + ∠2.5	—

【※表 1⑥ 日影による建築物の制限内容】

制限対象建築物		日影測定面 (地盤面からの高さ)	冬至日の8時から16時までの間に 生じる日影時間の制限
イ(2)	軒高7メートル 超え又は3階 以上	1.5メートル	4時間、2.5 時間
ロ(3)	高さ10メートル 超え	4メートル	5時間、3時間